

令和2年6月3日

令和2年6月29日改定

令和2年7月20日改定

令和2年8月11日改定

令和2年9月9日改定

令和3年4月5日改定

香川県高等学校文化連盟

香川県教育委員会

## 文化部活動の実施に関する留意点

### I 部活動の実施にあたって遵守する通知等

- 新型コロナウイルス対策における学校の対応について、県教育委員会から通知があった場合は、それを優先して遵守すること。
- 感染予防対策については、「学校における感染症予防対策ガイドライン（<https://www.pref.kagawa.lg.jp/documents/15173/kansensyougaidorain.pdf>）」（令和2年8月県教育委員会策定）を遵守すること。
- 香川県新型コロナウイルス対策本部会議で示されたその時点の対策期（警戒期）における対策（<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkosomu/kikikanri/wwf4tq200311154937.html>）を遵守し、十分な予防対策が整わない場合は、大会、発表会等を中止又は延期する必要があると考えること。
- 各部門（部活動）における活動については、全国組織団体からの活動方針やガイドラインが示されている場合はそれに則って活動を実施すること。
- 合唱等を行う場合は、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において合唱等を行う場面での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）」（令和2年12月10日文科科学省初等中等教育局長・文化庁次長連名通知）等を遵守すること。

#### 1 通常の部活動の実施について

- ・ 学校の生徒や教職員等の中から新型コロナウイルスの感染者等が判明した場合、Iの通知等を遵守し、部活動の実施の可否を判断すること。
- ・ 部活動の参加については、生徒及び保護者の意向を尊重し、参加を強制しないこと。
- ・ 部活動ごとに日々の生徒の参加状況や健康状態等を正確に把握すること。

#### 2 大会、発表会等への参加について

##### (1) 基本的事項

- ・ 本人及び保護者に参加の意思を確認するとともに、それを尊重すること。また、参加の意

思を確認する場合は、一般的に不参加を表明しにくいことを踏まえ、意思表示がしやすい雰囲気づくりに努めること。

- ・参加に際しては、部活動顧問は必ず、生徒及び保護者の意思による大会、発表会等への参加承諾書を取り、校長の責任の下に申し込みを行う。参加承諾書は各学校で保管すること。
- ・参加予定の生徒、顧問、引率者、外部指導者などすべての関係者は、大会、発表会等の2週間前から検温結果及び体調について把握し、体調不良や発熱等の風邪の症状がある者は参加することはできない。
- ・バスや公共交通機関を利用して移動する際は、必ずマスクを着用するとともに、可能な限り換気に努めること。また、密集空間を避けるため、会場への移動はバスの台数を増やす等の対応を検討すること。

## **(2) 当日、生徒に発熱等の風邪の症状が見られる場合の対応**

- ・発熱等の症状が見られる場合、当該生徒の参加を認めない。
- ・当日、急に症状が出た場合は、顧問・引率者は、保護者及び各学校の管理職に連絡し帰宅させる。
- ・顧問・引率者は、体調不良の生徒の健康状況について、大会、発表会等の開催責任者及び学校長に報告する。開催責任者は、運営に支障があると判断した場合、速やかに大会、発表会等中止するとともに、県高等学校文化連盟及び県教育委員会に報告する。

## **(3) 大会、発表会等の開催後、参加した者の中から感染者等が判明した場合**

- ・学校長は、速やかに大会、発表会等の開催責任者に報告すること。
- ・開催責任者は、役員、顧問・引率者及びその他の参加者に対して連絡をとり、症状の確認を行うとともに、保健所等の公的機関（以下、「保健所等」という。）に連絡をとり、聞き取りに協力する。また、その経過等について県高等学校文化連盟及び県教育委員会に報告すること。
- ・学校長は、生徒等に感染者等が判明した場合は、「学校における感染症予防対策ガイドライン」に基づき対応すること。

## **II 県内の学校との交流、県内大会等への参加にあたって**

### **1 基本的事項**

- ・県内の学校との交流や県内大会等への参加については、県教育委員会からの通知を踏まえ、部活動顧問のみで実施を決定するのではなく、学校長が実施計画・大会要綱等を十分に確認した上で判断し、決定すること。

### **2 県内の学校との交流、県内大会等に参加する場合**

- ・主催団体が示す感染予防対策ガイドラインや本県が示している通知を踏まえ、感染予防を徹

底した上で参加すること。

- ・活動前後における交流会や懇親会等への参加については、厳に慎むこと。

### Ⅲ 宿泊を伴う活動や県外での活動の実施について

#### 1 基本的事項

- ・宿泊を伴う活動や県外での活動を計画する場合は、県教育委員会からの通知を踏まえ、県内外の最新の感染状況を把握し、部活動顧問のみで実施を決定するのではなく、学校長が実施計画・大会要項等を十分に確認した上で判断し、決定すること。
- ・感染状況の最新情報を常に入手し、計画の変更、中止等を行うなど適切な措置を講じること。

#### 2 宿泊を伴う活動や県外での活動に参加する場合

- ・宿泊を伴う活動や県外での活動に参加する場合は、会場への移動時や宿泊時、会場での準備等、活動以外の場面も含め、学校長が責任を持って感染予防対策を講じること。
- ・主催団体が示す感染予防対策ガイドラインや本県が示している通知を踏まえ、感染予防を徹底した上で実施すること。
- ・実施を検討する際は、次の点に留意すること。
  - ①毎年実施しているからという理由で、漫然と例年どおりに実施しようとしていないか
  - ②活動の期間や回数、行先について、感染リスクを低減する観点から検討しているか
  - ③その活動の目的は、より安全・安心な他の方法で達成できないか
- ・活動前後における交流会や懇親会等への参加については、厳に慎むこと。

### Ⅳ 発表会等を開催するにあたって

#### 1 基本的事項

- ・発表会等の開催については、県教育委員会からの通知を踏まえ、学校における授業時間の確保を最大限配慮し、生徒を中心とした関係者全員の安全・安心を確保した上で実施の可否等について慎重に判断すること。その上で、実施する場合は十分な感染予防対策を行うこと。

#### 2 発表会等を開催する場合

- ・開催を検討する際は、次の点に留意すること。
  - ①発表会等が開催される場所の適切な感染予防対策等の実施
  - ②「密閉」「密集」「密接」等の感染リスクが高い状況の回避
  - ③感染が発生した場合に備え、参加者・関係者等すべての連絡先の把握
- ・また、こうした対策を行っていても、その時点の全国や県内の感染状況に応じて、発表会等の急な中止の対応をお願いすることがある。

### 3 発表会等における具体的な感染予防対策

- ・発表会等の会場において、検温、手洗いや咳エチケット（マスク着用の推奨）などの基本的な感染予防対策を徹底する。
- ・会場出入口には消毒薬を設置し、トイレに石鹼等を準備するなど、適宜手洗いや消毒ができる場を確保する。
- ・主に参加者の手が触れる場所は、アルコールや次亜塩素酸ナトリウムを含有したもので拭き取りをするなど、消毒を徹底する。
- ・密閉空間を避けるため、定期的に会場内に外気を入れ換気を行う。空調や衣服による温度調節を含めて、温度・湿度管理に努める。また熱中症にも注意する。
- ・密集場所を避けるため、人が集まる観客席等では1～2メートル程度間隔を空けさせ、控室等の利用にあたっては短時間の利用としたり、一斉に利用したりしないことを徹底するよう指導する。また、会場への出入りに時間差を設けるなど動線を工夫する。
- ・密接場面を避けるため、握手やハイタッチ、肩を組むなどの身体的接触を避け、近距離での会話や発声はしないようにさせる（合唱・吹奏楽・演劇等は除く）とともに、応援は拍手のみで行うように指導する。
- ・引率者は、発表会等の前に生徒の健康状態（検温状況含む）を確認し、体調不良の生徒がいた場合には、「I 2（2）当日、生徒に発熱等の風邪の症状が見られる場合の対応」に従って対応する。
- ・水分補給に関しては、共用を避け、個人のものを使用する。
- ・共有物の適正な管理又は消毒を徹底する。
- ・発表会等の終了後、生徒等は速やかに退場し帰宅させる。
- ・開閉会式は、可能な限り短時間となるよう工夫して実施する。

※ 上記事項に加え、各部門における活動や大会、発表会等の開催等について必要な事項は、専門的な見地から部門ごとに方針を定めること。

なお、上記事項については感染状況等により変更となることがある。